

高田 篤
法学研究科・教授

【研究】

2017年度から進めている科研共同研究「公法学の歴史的な文脈依存性を踏まえた相互連関の追究—グローバル化時代の比較公法研究」(代表、基盤研究(B))と結びつける形で、

1) 日独におけるディートリッヒ・イエツシュ理解について検討を進め、その成果の一部を、2018年9月に公刊された初宿正典先生古稀祝賀論文に、「公法学テキストの受容とその文脈—Dietrich Jeschの日本とドイツにおける受容をめぐって」として公表した。

2) 日独の公法の学会のあり方を「公法の学問史(Wissenschaftsgeschichte des öffentlichen Rechts)」という形で比較検討し、その成果を研究会で発表し(「公法学会と国法学者協会—「日本から見た国法学者協会」序論)、論文(「ドイツ国法学者協会と日本公法学会」)として公表した。

3) 科研研究との関連では、ドイツについて、2019年度、ないし、2020年度に開催予定の「三角形シンポジウム」の参加者(報告者とコメンテーター)を確定した。オーストリアについて、学説(「解釈」/「理論」、立法(憲法制定、改正を含め)、裁判のオーストリア的布置を検討し、2019年度にWiederin教授(ウイーン大学)を招請して、共同研究することが決定した。

4) 日本の統治構造における「解散権」の意義と働きについて批判的に検討し、「首相の解散権」として公表した。

【教育】

博士後期課程学生を6名、前期課程学生2名を指導した。指導している学生の中の2名が、就職を果たした(山口大学、仏教大学)。博士後期課程学生1名が、DAAD奨学生としてドイツ・ブツェリウス・ロースクール(ハンブルク)に留学していたが、研究滞在期間を無事に終えて帰国した。

ドイツ法に通暁した若手研究者を養成するシステムの再構築に、引き続き様々な努力をした。特に、ドイツ語法学文献を様々な立場・レベルの学生を糾合して共に読むフォーラムが、2006年の開始から13年目を迎え、完全に定着した。

【管理運営】

附属図書館副館長(豊中地区担当)を務めた。

全学委員会では、個人情報・情報公開委員会委員会、FD委員会に属して活動した。

【社会貢献】

日本公法学会理事、同学会企画委員として活動し、学会テーマ選定にあたった。

日独法学会の監事として、学会の運営にあたった。

日独文化研究所の常務理事として、同研究所の運営にあたり、年報「文明と哲学」の企画・編集に参加するとともに、「哲学講座」の企画・組織に参加した。

ドイツの比較憲法雑誌“Verfassung und Recht in Übersee”のBeirat(顧問)を務め、運営に関与した。

Staatsrecht 研究会の事務局長として、研究会再開後三年目を務め、会を軌道に乗せた。